

新潟県条例第7号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(法人の課税標準の区分経理)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる事業のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業</p> <p>(2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、<u>導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業</u></p> <p>(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業</p> <p>(4) <u>特定ガス供給業</u></p> <p style="text-align: center;">(法人の事業税の税率等)</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業<u>（法第72条の24の2第1項（収入割の課税標準の算定の方法）に規定するガス供給業をいう。以下同じ。）</u>、保険業及び貿易保険業を除く。第5項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額</u></p>	<p style="text-align: center;">(法人の課税標準の区分経理)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる事業のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業</p> <p>(2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、<u>ガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。以下同じ。）</u>、保険業及び貿易保険業</p> <p>(3) 電気供給業のうち小売電気事業等<u>（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下同じ。）</u>、<u>発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下同じ。）</u>及び特定卸供給事業<u>（同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下同じ。）</u></p> <p style="text-align: center;">(法人の事業税の税率等)</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</u></p>

(2)・(3) (略)

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 (略)

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額

(2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額

(3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

5 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。）が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(不動産取得税の課税標準の特例に係る申告)

第39条 (略)

2 前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該住宅の取得が法第73条の14第1項又は第3項（不動産取得税の課税標準の特例）に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の規定を適用することができる。

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1

(2)・(3) (略)

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 (略)

4 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

(2) (略)

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(不動産取得税の課税標準の特例に係る申告)

第39条 (略)

(不動産の取得に係る申告又は報告)

第43条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、別に知事が定めるところにより、次に掲げる事項を当該不動産の所在市町村長を経由して、知事に申告しなければならない。ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、別に知事が定めるところにより、同項各号に掲げる事項を当該不動産の所在市町村長を経由して、申告させることができる。

3 法第73条の4から法第73条の7まで（用途による不動産取得税の非課税等）の規定に該当する者は、前2項の規定によって提出すべき申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

4 (略)

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第45条 市町村長は、法第73条の18第4項（不動産取得税の賦課徴収に関する申告書又は報告書の送付等）の規定によって送付又は通知をする場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産の状況の変化その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を別に知事が定めるところによって併せて知事に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第46条 (略)

2 前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該土地の取得が法第73条の24第1項から第3項まで（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項から第3項までの規定を適用することができる。

(ゴルフ場利用税の税率の特例等)

第51条 次に掲げるゴルフ場の利用に対して課する

(不動産の取得に係る申告又は報告)

第43条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、別に知事が定めるところにより、次に掲げる事項を当該不動産の所在市町村長を経由して、知事に申告しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 法第73条の4から法第73条の7まで（用途による不動産取得税の非課税等）の規定に該当する者は、前項の規定によって提出すべき申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

3 (略)

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第45条 市町村長は、法第73条の18第3項（不動産取得税の賦課徴収に関する申告書又は報告書の送付等）の規定によって送付又は通知をする場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産の状況の変化その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を別に知事が定めるところによって併せて知事に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第46条 (略)

(ゴルフ場利用税の税率の特例等)

第51条 次に掲げるゴルフ場の利用に対して課する

ゴルフ場利用税の税率は、当該利用について別に利用料金の定めがあり、かつ、当該利用料金が通常の利用料金に比較して5分の1以上軽減されている場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1の率とする。

(1) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民スポーツ大会のゴルフ競技に準じて取り扱うことが適当である競技会で別に知事が定めるものに参加する選手（職業としてゴルフをする者を除く。）がゴルフ競技としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用

(2) (略)

2～4 (略)

(種別割の課税免除)

第64条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第2号から第5号までの自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) (略)

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の規定により公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所の設置者又は管理者が所有し、かつ、専らその教習生の教習の用に供する自動車

(5) (略)

2 (略)

第67条 学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスで知事の承認を受けたものに対して課する種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、第65条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次

ゴルフ場利用税の税率は、当該利用について別に利用料金の定めがあり、かつ、当該利用料金が通常の利用料金に比較して5分の1以上軽減されている場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1の率とする。

(1) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会のゴルフ競技に準じて取り扱うことが適当である競技会で別に知事が定めるものに参加する選手（職業としてゴルフをする者を除く。）がゴルフ競技としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用

(2) (略)

2～4 (略)

(種別割の課税免除)

第64条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第2号から第4号までの自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

第67条 次の各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、第65条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

(1) 学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバス

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の規定により公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所の設置者又は管理者が所有し、かつ、専らその教習生の教習の用に供する自動車

2 (略)

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次

の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) (略)
- (2) 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額
- (3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ (略)

(4) 特定ガス供給業 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

2 (略)

第22条 第67条第1項に規定する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前3条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率及び前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第64条第1項及び第67条第1項の改正、附則第19条の5を削る改正並びに附則第22条第1項の改正並びに附則第5項の規定 令和4年4月1日
 - (2) 第51条第1項第1号の改正 令和5年1月1日
 - (3) 第43条及び第45条の改正並びに附則第4項の規定 改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（事業税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の新潟県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)

の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) (略)
- (2) 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額
- (3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア・イ (略)

2 (略)

(自動車税の種別割の課税免除の特例)

第19条の5 第67条第1項第2号に該当する自動車で知事の承認を受けたものに対しては、平成31年度から平成33年度までの各年度分の自動車税の種別割に限り、これを課さない。

2 前項の規定による知事の承認を受けようとする者は、その事由が発生した日から7日以内に、別に知事が定める申請書を知事に提出しなければならない。

第22条 第67条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前3条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率及び前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

- 3 新条例第39条第2項及び第46条第2項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第43条及び第45条の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 5 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(この条例の失効)
- 6 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。